○内閣府令第八十一号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の一部の施行に伴い、並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十七第二項、第三十四条の四十八第二項、第三十四条の五十第三項及び第三十四条の五十三第七項、同法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第百九条の二第一項及び第二項、公認会計士法第三十四条の五十五の二、第三十四条の五十六第二項及び第三十四条の五十七第二項並びに同法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項及び第四項の規定に基づき、並びに公認会計士法を実施するため、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　審判手続	第二章　［同上］
第一節　総則（第二条―第十三条）	第一節　総則（第二条―第十四条）
第二節　審判手続の開始（第十四条―第十八条）	第二節　審判手続の開始（第十五条―第十八条）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
第五節　決定（第六十一条―第六十八条の二）	第五節　決定（第六十一条―第六十八条）
第六節　雑則（第六十九条―第七十五条）	第六節　雑則（第六十九条）
附則	附則
（通知）	（通知）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　この章の規定による通知（第二十三条第四項及び第七十二条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。	2　この章の規定による通知（第十三条第三項及び第二十三条第四項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。
（審判手続の事務を行う職員）	（審判手続の事務を行う職員）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために法第五章の六その他の法令の規定により審判手続の事務を行う職員が作成する電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）その他の書類又は電磁的記録の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。	2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。